

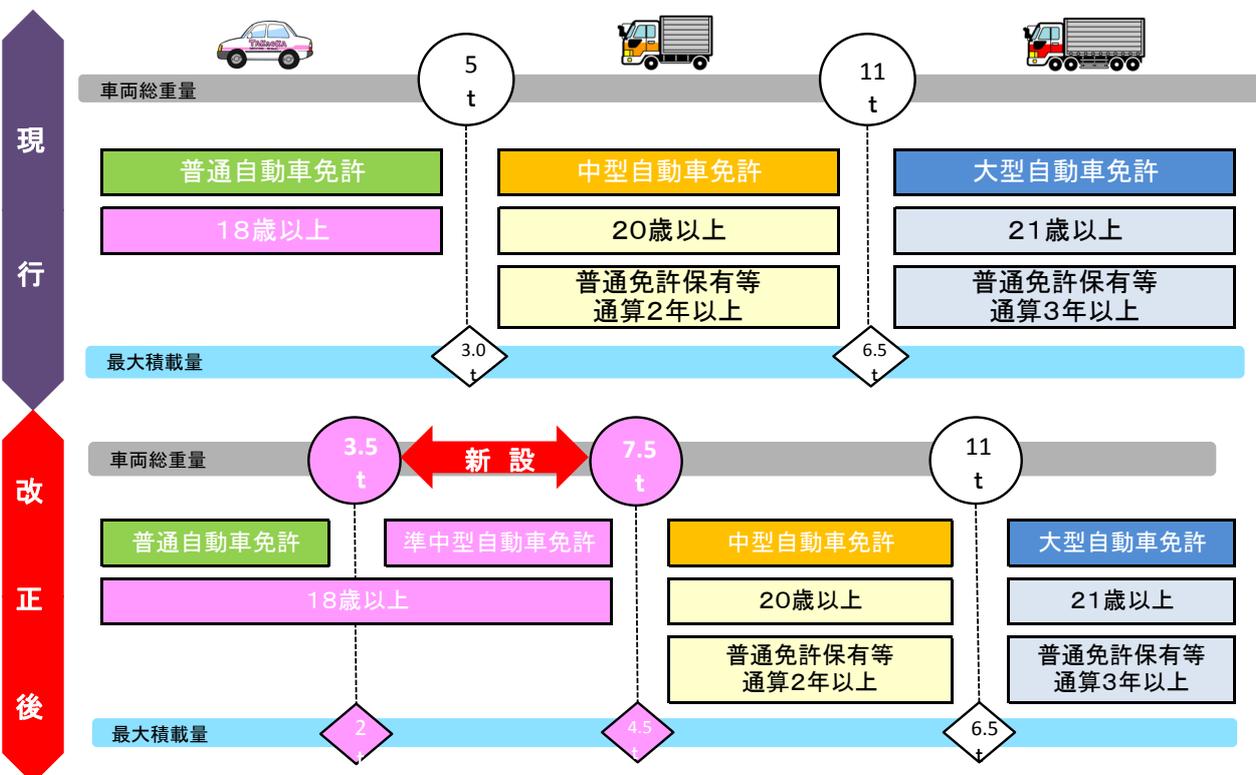
道路交通法が改正され、

平成29年3月12日から**“準中型自動車免許”**の区分が新設されます。

改正後は、

「普通自動車免許」「準中型自動車免許」「中型自動車免許」「大型自動車免許」の4区分になります。

- 貨物自動車が大半を占める準中型自動車の運転免許が、18歳から取得できることになります。
- 準中型自動車免許を取得された方は、高校卒業直後に集配トラック等の業務に就くことが可能となり、就職活動の幅が大きく広がります。
- 改正後の普通免許では車両総重量や最大積載量がさらに限定されることになりますので、**早めに教習を開始し、免許取得されることをオススメ**します。



### 平成29年3月11日までに普通MT免許取得されることのオススメ理由

平成29年3月11日までに取得

- ・車両総重量 5 t
- ・最大積載量 3 t までの自動車

現行で普通MT免許を取得した方は、「5t限定準中型免許」の条件が付き、準中型免許を取得する場合、**最短4時限**の教習で準中型免許を取得することができます。



平成29年3月12日から取

- ・車両総重量 3.5 t
- ・最大積載量 2 t までの自動

改正後に普通MT免許を取得した方が準中型免許を取得する場合は、**最短13時限**の教習を受けなければなりません。時間や金額等の負担が大きくなり不利益です。

**平成29年3月11日までに“普通自動車免許”の取得をオススメします！**